

人口減少は国力の衰退(上)

一人口減少対策に早期に全力投入を

元 駐スウェーデン大使 前 佛教大学 特任教授

藤井 威

■1. 人口減少に大いなる危機感を

日本という国の文化、伝統、経済、社会全般にわたって、「国力」こそが根本的基盤であり、「国力」を示す指標としては、国富の蓄積状況、国土面積、人口及び教育、技術レ

-----〈目 次〉-

- 1. 人口減少に大いなる危機感を
- 2. フランスの家族政策 一出生率上昇を求めて
- 3. スウェーデンの家族政策
 - 一女性の家庭からの解放を求めて

(以下、4月号掲載)

- 4. フランス・スウェーデン
 - 一人口政策成功の原因
- 5. ドイツの家族政策
 - 一所期の効果を実現できなかった原因
- 6. 日本
 - ―人口政策の早期確立は喫緊の課題

ベルなどの基礎的指標のもとで、GDP及びその成長率や産業の国際競争力などの豊かささる。これらを示す諸指標を挙げることができる。これらの諸指標の中で、国土面積とそれに付随を歴れら与えられたものであり、これを拡大をしてものであり、これを拡大ののであるが、その他の書も、政策的努力によって、拡大もの改善をである。と考えることは誤りである。とりわけ「人口」は、長期的な政策方向を立案する上で、モデルの「従属変数」として重要な政策目標変数と考えるべきなのである。

わが国の人口は、2010年国勢調査による1 億2,806万人から今後一貫した減少傾向を示 すであろうことは、今や周知の事実であり、 その原因は「出生率」の低下にある。あの悲 惨な太平洋戦争が終結し、荒廃しきった国土 を目の前にし、多数の疲れ切った復員者を含 むすべての国民が絶望的な経済状況の中で 「平和」の到来を喜び、復興に全力を傾ける 決意に燃えた1940年代後半のあの頃の合計特 殊出生率 (1人の女性が生涯に生む子供の平 均数の推計値)は、4を超え、「団塊の世代」 を構成したが、それ以降、国民的努力による 経済成長時期そして世界に冠たる先進的経済 力を実現してきた時期を通じて、出生率の低 下傾向はとどまるところなく続き、1974年 には長期的に人口を維持できる出生率(人口 置換水準2.07) をわりこみ、2005年には1.25 という低位となった。それ以降、団塊世代の 子女が出生適齢期に入り、出生数は若干の上 昇を示し、2011年には1.39となっているが、 この水準が将来も維持できるかどうか悲観的 見方が強い。わが国人口の最新の将来推計と しては、国立社会保障・人口問題研究所の 2012年1月推計がある。この推計は、2010年 の合計特殊出生率1.39から2024年に最低値 1.33を経て長期的には1.35へと推移すると見 込んだ上で、2010年の人口1億2.806万人は、 2050年には9,706万人、2110年には4,286万 人となるとしている (出生率中位推計)。経 済先進国としては歴史上例を見ない激減と言 ってよいであろう。このこと以上に危機的な のは、人口構造の激変である。20歳以上64歳 以下のいわゆる生産年齢人口の比率は2012年 の58.2%から2025年54.4%、2050年47.8%、 2060年47.3%と着実に減少し、65歳以上人口 のいわゆる老齢化率は、2012年の24.2%か ら 2025 年 30.3%、2050 年 38.8%、2060 年

39.9%とこれまた世界に例を見ないほど激しい上昇を見せるのである。この結果わが国の経済、社会全般はどんな影響を受けるだろうか。変化が急激であるだけにまさに想像を絶するのではないか。

このような人口減少必至の状況を前にし て、人口が減って何が悪い、高齢者や女性の 労働力化と高生産性労働の実現によって、現 在、我々が保有する生産施設、機械の有効利 用や住宅などの生活資材の有効活用によっ て、生産規模は減少しても1人当たりの所得 の伸びを確保して豊かな生活を続けることは 容易にできる、そしてこの方向で人口減に対 処する方策を考えればよい―こんな楽観的な 考え方を堂々と述べる研究者もいないわけで はない。そもそも我々には、前世代から引き つぎ、現に享受している生活環境や生活水準 をできる限り改善して将来世代に引きわたす 義務があり、そのためには、急激な人口減少 と高齢化現象に対応して将来に向かってどの ような経済社会作りを目指すのが適切なの か、そのための長期ビジョンを明確に示すこ とが最低限の義務であろう。将来世代は現世 代のビジョン設計と対策実行に何の発言権も 有しないだけに、現世代がこのような義務を 明確に認識することが必要であり、現世代だ けが豊かに生活を続けるためのビジョンであ ってはならない。

人口減少と高齢化必至の現状を前にして既 述のような楽観的な考え方で将来世代をつき 放してゆけば、歴史的に発展してきて現在 我々が享受している豊かな社会に関して、世 代を超えた「持続性」は維持できないことに なりかねない。人口問題はその鍵を握ると言 っても言いすぎではない。現世代はこのこと を深刻に受け止める義務があるのである。

ここで最初に述べたことをもう一度強調し たい。将来の人口と出生率、あるいは高齢化 の進行程度は所与の与件ではなく、政策によ って望ましい方向に持ってゆける従属変数で あり、政策目標変数である。通常、ビジョン 設計とその実現のための政策立案には、過去 の経験のデータ化に基づく経済モデルが利用 されるが、本件に限ってこの方法は無効であ る。わが国は過去において出生率を目標とし て政策を立案した経験に乏しく、政策の変化 と目標変数の感応度にかかわるデータが得ら れないからである。これを乗りこえるほとん ど唯一とも言える方法は、先進福祉国家にお ける出生率を目標においた政策の有効性に関 する検証である。本稿では、出生率の上昇に 見事に成功し、福祉社会の将来に向けての持 続性に強い確信を有するフランスとスウェー デンの経験をとりあげ、必ずしもこと志とち がう結果に遭遇したドイツの例を付言した い。その上で、わが国において将来世代へ豊 かな社会を引きつぐためにうちたてるべき長 期ビジョンについて考察したい。

■2. フランスの家族政策 -出生率上昇を求めて

世界の経済先進国のうちで、高福祉高負担 政策を追求し、高度に発達した福祉国家を実 現した国としては、スウェーデン等北欧諸国 が有名であるが、現時点では、むしろフラン スが福祉国家としてスウェーデンを若干上回 る実績を挙げていることを御存知だろうか。 もともとこの国では、育児は両親、親族の当 然の営みであり、世帯ベースで責任を負うべ きものという伝統的な考え方が支配的であり、 公共部門において、手厚い家族政策を講ずる ことには、若干の躊躇を示していた。このよ うな姿勢は、1980年初頭に、この国の合計特 殊出生率が「人口置換水準 | 2.07をわりこむ までに低下するに至って大きく転換する。フ ランスの文化、伝統、言語などフランス的な るものをこよなく誇りとし、愛する人々にと って、フランス人の人口が長期的には減少す るということは、見過ごしえない現象だった のである(わが国では、1974年に同じ現象が 発生したが、当時、ニュースにもならなかっ た。)。フランスの家族政策はこの時を境とし て、出生率2を超える水準を将来的に維持す ることを政策目標として設計されてゆく。

出生率が平均で2以上という目標の達成は、決して容易ではない。子供を持たぬ女性、持っても1~2人にとどまる女性は、近代社会では多数にのぼるのであり、子供を3人以

上持つ多子世帯が一般的に多数存在しなければならない。そのためには、子供を3人以上持ちたい、あるいは持ってもよいと考える世帯がそのようにできる環境を政策的に整えることが必須であり、そのために知恵をしばるのである。

第一に、家族政策上の公共支出面ででき上った仕組みを簡単に箇条書にしてみよう。

- ①家族手当(わが国の児童手当)の充実。なかでも、1人目の子供には手当を出さず、 支給は第二子からであり、3人目の子供から手当が格段に増える仕組みとした。
- ②育児休業制度は基本は半年だが、子供が複数の場合は最長3年まで認められる制度となっている。しかし、子供を持つ女性ができる限り早く職場に復帰することを望む場合には、育児休暇中の所得補償手当額の割増を認めることとした。
- ③育児と就業を両立させる環境整備の上で最も重要な施策は、質の高い保育所の充分な量の整備、訓練された保育士の充分な供給、そして、世帯負担の低廉化の三点セットであり、この三点を着実に実現してゆく。

ところで、②に述べた育児休業の短縮制度の狙いは何だったのだろうか。夫婦そろって通常業務に早期に復帰すれば、割引された育児休業補償額より高額の通常給与が確保できるし、昇給昇任も期待できる。それによりそれなりの世帯所得は確保でき、3人以上の多子家庭に必要な比較的高い世帯所得水準に到達しうる一これが狙いだったと言われる。

③の保育所三点セットについても、この国 の制度は徹底していた。この国では、3歳未 満児は保育所で預かり、3歳以上は幼稚園に 入る。いずれも原則として週5日間午前9時 から4時半までフルタイムで預かる。若干の 追加負担の下で早朝や夕刻の延長保育制もあ る。保育所に関する世帯のコスト負担は、所 得水準により若干の高低はあるが、平均月 200ユーロ程度 (2005年、1 ユーロ150円程度) であり、幼児1人当たりの保育コストは大略 1,000ユーロ/月であるので、公費負担は8 /10に達する計算になる。世帯負担分200ユー 口については、その半分は、所得税額控除の 対象となるので、世帯負担は100ユーロ/月 程度ですむ。この過程で保育所の整備が自治 体によって需要に追いつかない事態が生じ、 その解決のため子育ての経験豊富な女性を一 定の訓練をほどこして家庭保育士として認定 し、その人の自宅で数人の子供を預かっても らう制度を整備した。この制度の下でも、家 庭保育士の相当額の収入を確保しつつ、世帯 負担を200ユーロ強にとどめるための公的負 担を投入している。幼稚園については、1989 年以来、入園料、通園料をともに無料とする 措置が導入された。

第二にフランスの家族政策の全体像を理解するためには、上記家族政策上の公共支出面の措置に加えて、多子世帯への税制上の優遇措置の内容を知る必要がある。その第一は、有名な所得税制におけるN分N乗方式である。通常の所得税制では、課税は個々人の所

得をベースに累進税率を適用して計算される が、フランスでは、世帯構成員の所得の合算 額をベースとする。累進税制の下では、高所 得者ほど高い税率が適用されるが、フランス では、世帯合計所得を世帯の構成員数(これ を家族除数Nと言う。)で割算し、これに累 進税率を適用する。そうすると、Nが大きい ほど課税標準額は小さくなり、基礎控除の働 きが強まるとともに適用税率も低くなること はお分かりだろう。こうして算出された額に 家族除数Nを乗じて計算税額とするのであ る。「N分N乗」という用語はこの計算方法を 指している。家族除数の計算に際しては、か つては夫婦は各1とし、子供は1人0.5とし ていたが、1981年に、3人目以上の子供の除 数を0.5から1に引き上げる措置が導入され た。これにより、3人以上の多子家庭の税制 上の優遇が著しく強化された。筆者が2006年 税制を前提として計算した結果を示すと、夫 妻の合計所得が3万ユーロ/年の場合の税額 は次のとおりとなった。

子のいない場合	3,200ユーロ
子1人	2,500 (△700)
子2人	1,800 (△1,400)
子3人	900 (△2,300)

^() 内は、子のいない場合からの減額幅を示す。

わが国の税制でも比較的高い基礎控除や配偶者控除、かつての扶養控除の効果があるが、フランス税制の効果にははるかに及ばない(例えば年収700万円程度の世帯について子3人の場合の子のいない場合からの減額幅は18万円程度である。)。

子供のいる家庭へのその他の税制上の措置としては、種々の税額控除が注目される。6歳未満の子供を自宅外の託児所や保育園などの保護に託した場合の世帯負担額については、子供1人当たり2,300ユーロを限度として、2分の1の税額控除が認められる。控除額が計算税額を超える場合には、その分が世帯に交付される。一種のマイナスの所得税である。自宅内で家事、育児、介護などを行う者を雇用する場合には、世帯当たり1万2,000ユーロ(年間1万5,000ユーロを限度として子供1人につき1,500ユーロ増額)を限度として2分の1の税額控除が認められる。この場合、控除額が計算税額を超えても、その分の交付は行われない。

ただし、その後の税制改正により、現時点では、後者の場合も計算税額を超えた場合には、その分の交付が行われる制度に変更されている。また、中、高、大学生の教育費について、61~183ユーロの税額控除制度もある。

税額控除制度は、わが国で多用される所得控除制度より納税者に税減額の実感を強く与える効果がある。例えば年間3万ユーロの子2人の世帯の税額は1,800ユーロであることは既述したが、この2人を保育所に200ユー

ロ/人・月で預けた場合の年間世帯負担額 4,800ユーロの1/2の控除を申告すれば、税 務署はその場で600ユーロ交付してくれる。 「ワーもうかった。」と思うのが人情であろう。 フランスが、出生率上昇に向けて組み立て てきた家族政策の現時点で到達した全体像の 概略は以上のとおりである(他にも、多子家 庭について林間学校経費、公共交通機関料金、

博物館などの入場料など、各種の割引制度を

持つ自治体も多い。)。

出生率の上昇を目指した家族政策の全体系 が一朝一夕に完成するはずもなく、出生率が 2を割った1989年から10数年を超える長期間 をかけて試行錯誤がくり返された。例えば、 1989年時点における家族政策の面での公共支 出は、100億ユーロを少々超える程度であっ たが、14年後の1993年には300億ユーロGDP 比2.7%程度にまで増加していた。税制上で もN分N乗方式の家族除数の手直しも行われ ていた。それでもこの時点での出生率は1.65 まで低下していたのである。実はこれがフラ ンスにおける出生率の近時における最低値で あり、この年を境に上昇に転じ、2005年には、 1.94、2006年にはついに2の大台を回復す る。その間10年余である。2005年の家族政策 への公費支出額は520億ユーロ程度GDP比3.0 %に達していた。このような家族政策への公 共支出増は、教育や福祉各事業の改善・充実 の一環としてバランスをとりつつ行われ、国 民負担の漸進的増加を国民に求める。1980年 頃のGDP比国民負担率は40%程度であった

が、2005年には48%まで上昇し、2007年では44.2%となっており、スウェーデンの44.1%をわずかに上回っているのである。

このような長期にわたる一貫した政策努力により、フランスは、現世代の享受する豊かな社会の将来世代への持続可能性を確保したのであり、この経験は次の2点の大切な原則を世界の先進国に示したと言えるだろう。

- ①出生率及び将来の人口は政策如何によって 動かしうる政策従属変数である。
- ②出生率及び将来の人口は、政策従属変数であるが、現実の効果としてあらわれるまでに相当の懐妊期間を必要とする(統計上の用語では着手時点から15年程度、政策体系確立時点から3~6年という長期の遅行指標である。)。国民も政策当局者も適切な政策を堅持し、効果の発現とその浸透を忍耐強く待つ必要がある。

フランス当局者もこの2点は明確に認識しており、記者会見等において自国の家族政策の成功を誇示している。例えば、

①フランス国立人口学研究所は、2005年5月、 出生率の明確な上昇傾向の持続を受けて、 従来の予測よりはるかに早く人口置換水準 を維持できる見込みを公言した。これによ り、フランスの将来人口は、現在の6,150 万人から2050年には7,050万人に増加する 見込みであり、従来予測2040年6,400万人 を大幅に上回る。他方ドイツは現在人口 8,200万人から7,200万人に減少し、フラン スはEU最大の人口を持つEU一の経済大国 になる。ロビエン経済基盤担当相はこれを 受けて、人口増はフランスの活力の源であ り、将来の経済成長の潜在力の源であると 述べた。

- ②2007年1月、パリジャン紙は2005年の出生率が1.94とさらに2に近付いたことを報じ、国立統計、経済研究所高官の次のような談話を掲載した。
 - (イ) フランスは子供を持つ母親の就労を 奨励してきたが、この国は就労と育児を 両立させることを価値あることと考える 国である。
 - (ロ) フランスの出生率の増加は、一部で とりざたされているような「移民の子だ くさん」によるものではないことは、統 計を分析すれば明らかである。
- ■3. スウェーデンの家族政策 一女性の家庭からの解放を求めて

出生率の向上に成功した福祉大国スウェーデンの家族政策は、もともと左翼政党である社会民主労働党の政策の中核を形成する思想、すなわち、市場経済の下で、性別機能分担主義的な保守的思想を打破し、男女平等、共同参画社会の形成を通して、女性の「市場における弱者」の境遇から解放しようとすることを政策目標とするものであった。ここで言う「性別機能分担主義」とは、18~19世紀以降の産業革命の進展とともに支配的となっていった考え方であり、夫は社会へ出て市場

における厳しい競争的環境に耐えて「パンを稼ぎ(bread-earner)」、妻は家にいて「家事と育児を分担し(house-keeper)」夫を支えるという思想である。社民党はこのような思想の下では、市場における男女平等はスローガンにとどまりかねず、これを打破することが男女平等実現のための絶対的条件と考え、「女性の家庭からの解放政策」を展開する。そのため、女性に重い負担のかかる育児の「社会化」を推進してゆく。具体的な政策内容を列記してみる。

- ①育児に関する直接コストについて一定の社会負担を実現する。具体的には、家族手当(わが国で「子ども手当、児童手当」と呼ばれる)による現金給付である。スウェーデンの家族手当は、1970年第一子年額700クローネ(1クローネ≒15円程度)から本格的に始まり、漸進的に増額措置されて現在は年額12,600クローネとなっている。多子加算制度があり、所得制限はない。
- ②就業と育児を両立させるための環境整備の施策は、上記の家族手当よりはるかに重要である。女性にとって結婚し子供ができれば、家庭に入るかあるいはパートタイマー的短時間労働に従事することを強いられることとなれば、男性に伍して社会で活躍する意欲を充足できない不満は大きいし、報酬面でも大幅減収は避けられない。これは子供を持つことの間接コスト(機会コスト)であり、①の直接コスト(機会コスト)であり、①の直接コストはるかに巨額にのぼる。就業と育児の両立のための施策

としては、育児休業制度の充実と保育所の 整備の二つしかない。スウェーデンはこの 二つの施策を着実におし進めた。

まず育児休業制度については、休業日数とその間の所得保障額の休業前の所得水準との比率が問題となる。1970年代に成立した時点で前者は210日間、後者は90%であったが、その後着々と改善が進み、2006年以降は390日間は給付率80%に、さらに90日間は1日につき180クローネの定額給付となっている。合計就業日数480日間の休業は、両親あわせてほぼ2年間の育児専念が認められたと言える(財源は両親保険と言われる制度による。)。これは、フランスの育児休業制度よりはるかに寛大であり、両国の家族政策の政策目標の差がよくあらわれている。

保育所整備については、フランスの制度で述べたとおり、施設整備、保育士の養成と供給、世帯負担コストの低廉化が三点セットで進められた。まず1975年には、各種の保育所と幼稚園とを「就学前児童プレスクール」とし、運営方針や助成システムを、「エデュケア」として統一的に取り扱う措置が採用され、1976年には、7~12歳の学童を放課後預かる「余暇センター」が制度化される。就学前プレスクールと余暇センターの所管は1995~98年、伝統的な社会省と教育省の分割体制から教育省に一本化され、その整備も着々と進んで、1990年代半ばには、いわゆる「待機児童」は存在しなくなる。0~1歳児のケアは育児休暇取得両親が、2歳児からはプレスクール

が担当する生活スタイルがほぼ定着し、プレスクール利用児童数は1970年頃の10千人足らずの水準から2004年には364千人に達した。これはプレスクール利用対象2~4歳児総数の90%近い数字である。世帯負担利用料の低廉化も進み、2002年には、運営主体コミューン(わが国の市町村に当たる)が利用料の上限を定めるマックスタクサ方式が導入され、現在ではフルタイム保育コスト10,000クローネ/人・月のほぼ5%の水準まで低下している。

これだけの家族政策体系は一朝一夕にでき **るものではない**。スウェーデンでは、国民1 人当たりGDPというマクロの数字で見た富 裕度が1960年頃にアメリカに次ぐ世界2位グ ループに入ってきた時点をとらえ、時の首相 ターゲ・エランデルの指導下に高福祉高負担 国家への本格的な歩みを開始する。教育面及 び公共福祉面で一歩一歩改善改良を進め、国 民に対して漸進的な負担増を求め、国民もこ れに応じてゆくのである。1960年におけるこ の国の国民負担率は26~27%程度(現在のわ が国の水準とほとんど同じ)、社会保障給付 費の対GDP比は11%程度(わが国の1980年 の水準とほぼ同じ)であったが、20年後の 1980年には、国民負担率はほぼ倍の50%(国 民の懐具合をマクロ的に示す国民所得に対す る比率では約70%前後に達する高水準)とな り、社会保障給付費の対GDP比は32%の高 水準に到達していた。そして社会保障給付費 の増加の中で、医療や年金、あるいは高齢者 サービス、失業対策などの充実とバランスを

とりつつ家族政策に対する公的支出水準の充実を実現していったのである。より最近の2007年時点のOECDの計算によると社会保障給付費の対GDP比は27.7%(フランスは28.8%、わが国は19.3%)、うち家族政策公共支出の対GDP比は3.35%(フランスは3.00%、わが国は0.79%)に到達していた(ちなみに家族政策費水準はスウェーデンがフランスをやや上回っているが、フランスは公的支出のほか高水準の税制上の措置を実施しており、実質的にはフランスがスウェーデンを超える福祉国家と言うことも可能である。)。

スウェーデンの家族政策は、既述したように「女性の家庭からの解放」を目的としており、その面での効果は極めて顕著にあらわれている。男性、女性の労働力化率指標でマクロ的に見ると、次表のようになる。ほとんどの世帯が男女ともに働く「共かせぎ世帯」となっている現状が統計上明らかであろう。なお、この間、男女間の賃金格差は70%超から90%超に改善したことも注目に値する。

そしてこのことは、教育サービスや福祉サービスの場で主として女性に就業の機会を提供し、GDP成長力確保の上で重要な内需の増加をもたらしたのである。

	1963	1970	1990	2008
男性	92.4	88.8	84.9	81.5
女性	54.6	59.4	80.4	77.0
計	73.6	74.3	82.7	79.3

それでは、問題の出生率はどのように変化 したであろうか。この国の出生率は、戦後長 く2.3近辺で安定しており、1965年に戦後の ピーク2.39を記録したあと、経済成長と女性 の自立力の上昇などを背景にわずかずつ低下 傾向を示し始め、1983年にボトム1.61を記録 した。エランデル首相の指導した高福祉高負 担路線は、1960年よりほぼ20年間続き、1980 年頃国民負担率(対GDP比)で50%台、国 民所得対比で70%程度に達して限界に到達 し、この頃、現在の家族政策体系がほぼ完成 に近付く。このような政策面での動きに対し て出生率の感応度は敏感でなく、1974年には 人口置換水準2.07をわりこみ、1983年にはボ トム1.61まで低下したが、これ以降出生率上 昇傾向への転換を明瞭に示し始める。出生率 の変化は、政策面での努力と折からのバブル 経済による株価や不動産価格の異常な上昇と それに伴う好景気に感応したのであり、 1989年には出生率2を回復し1990年にはピ ーク2.14に達する。ここでも出生率という指 標が遅行従属変数であることを明瞭に示した と言えよう。1991年のバブル経済の崩壊は、 スウェーデン経済に多大な影響を与え、マイ ナス成長への転落、クローネ為替の低落、金 融システムの一部の動揺、財政収支の極端な 悪化(GDP比10%を超える赤字)などをも たらし、一部ではスウェーデン型高福祉高負 担システムは維持できないという論調もあら われた。出生率はこのような経済混乱の中で も遅行指標の性格を示し続け、1993年まで2

台を維持したがその後急速に低落し、1999年 には1.50まで低下する。私は、2000年に3年 の大使在任を終え本国より帰朝命令を受けと ったが、在任中何度も意見交換した社民党系 の人口学者に対し、結局のところ出生率を政 策で動かすことに成功したとは言えないので はないかと論争をもちかけた。これに対する 回答は、「出生率は家族政策等の適否と長期 的ビジョンに裏打ちされた政策全般の適否、 及び当面の経済動向に感応する従属変数であ り、3~5年にも及ぶ遅行指標であることは 何度も説明してきた。今回の出生率低下の要 因は、バブル経済崩壊に伴う景気の急速な下 降とバブル期におけるベビー・バブルとも言 えるいわば実力以上の出生率の上昇の反動減 によるものであり、この国の政策面の充実は 堅持されている。このことが出生率に対し、 数年の遅れをもって影響してくるはずであ り、景気下降や資産価格にも底入れが見られ るので、まもなく出生率は反転上昇すること は確実である」と笑みを浮かべながら述べた。 そしてまさにその通りとなったのである。出 生率は2000年には上昇に転じ、以降毎年のよ うに上昇傾向を維持し、2010年には1.98を 記録し、将来における人口減や労働力減少の おそれはなくなり、高齢化の現象はなお続く としてもその程度は制御可能なレベルにとど められたのであり、この国の経済社会システ ムの将来長期にわたる持続性は確保されたと 言ってよい。この国の当局者もこのことを折 にふれて誇りをもって公言しているのであ る。なお、この国では、1999年より有名な年金改革を施行し、所得比例年金一本の体系に変更し、さらに将来の高齢化の進行があっても、働く世代の年金負担率は18.5%に固定することとしたが、将来年金受給者の受取年金の予測計算に際し、実質経済成長率2%、出生率1.8を前提とした。年金のこの改革の施行時点では、バブル崩壊後の成長率低下の印象が強く残っており、出生率も1.5にまで低下していたが、当局が示した上記の計算の当否が問題とされることは全くなく、政策当局者や国民が自国経済社会システムに強い自信を有していることを示したと言えよう。